



＜ 浜玉中学校の令和6年度春季休業の過ごし方について ＞

1 春季休業中の過ごし方について

18時までには帰宅をしましょう♪

(1) 家庭生活など

- ア：生活リズムを崩すことがないように夜更かしをしないようにしましょう。
- イ：計画的な学習及び適度な運動により、望ましい生活習慣を身に付けましょう。
- ウ：食生活のリズムをしっかりと保ち、朝食をとりましょう。
- エ：家族・地域の一員として家事の手伝い、地域行事へ積極的な参加をしましょう。
- オ：「自ら命を絶つこと」「命を奪うこと」は絶対に許されないことや、命の大切さ、いじめの問題、善悪の判断などについて、家庭でも話し合う機会をもちましょう。

(2) 様々な悩みやストレス等を一人で抱えこまないよう、「周りの信頼できる大人に相談してほしいこと」「悩みを受け止めてくれる大人は必ず周りにいること」を踏まえ、佐賀県が設置する「心のテレホン」「いじめホットライン」などの相談窓口も必要に応じて利用しましょう。

(3) 携帯電話・スマートフォン等情報端末の使用やインターネットの利活用等については、ルールやマナーを守ることに加え、危険性を再確認しておきましょう。

- ア：インターネット等の利用時における他人への誹謗中傷、不適切な画像の投稿等により、生徒が被害者にも加害者にもなる例があるため、その弊害について気を付ける。また、フィルタリング機能の導入についても、佐賀県青少年健全育成条例（第18条の4）の趣旨を踏まえ、その機能導入を保護者の責任で行ってください。

- イ：「闇バイト・ホワイト案件」や「出会い系サイト・アプリ」「非出会い系（ゲーム）サイト・アプリ」、「コミュニティサイト〇〇掲示板」等インターネット上の有害情報について、気を付けましょう。

- ウ：事件や事故、犯罪に巻き込まれる恐れがあることから、SNS等を介して知り合った人と直接会わない。また、万一被害にあった場合、すぐに警察等の機関に報告しましょう。

(4) 深夜徘徊や無断外泊等は、飲酒・喫煙をはじめ、不健全性的行為等のきっかけになるなど、問題行動の温床であるとともに、犯罪被害に遭遇する機会も増加する可能性が高いため、絶対にしない。

(5) 飲酒、喫煙に関しては、法に触れる行為であることを踏まえるとともに、あらゆる問題行動の入り口であるとの認識に立ち、絶対にしない。

(6) 大麻・シンナー・危険ドラッグ等の薬物の危険性・有害性については、心身への重大な影響を及ぼすとともに、重大な違法行為であるということを踏まえて、絶対にしない。

(7) カラオケボックスや遊技場等への出入り、各種の催し物等への参加については、問題行動及び犯罪被害防止の両面を踏まえ、保護者同伴が良い。

- (8) たまり場を作るなどの地域の方の迷惑になることはしないよう気を付けましょう。
- (9) 火気等の取扱いについては、火災など重大事故につながるおそれがあるため、保護者管理のもとで行いましょう。
- (10) 部活動等を実施する学校においては、次の点に留意しましょう。
- ア：部活動の目的を十分に理解して、部活動に参加しましょう。
 - イ：本校の部活動方針に沿って活動しましょう。
 - ウ：登下校に際しては、交通安全及び犯罪被害防止に努めましょう。

2 事故・犯罪被害の防止について

- (1) 通学時以外においても事故のないよう気を付けましょう。
- * 自転車の使用については、道路交通法を踏まえ、被害事故防止とともに加害事故防止に努めましょう。
- (2) 外出する際は、必ず保護者へ【行き先】【誰と】【用件】【帰宅時刻】を伝えるようにし、もし危険が迫った場合は、急いでその場を離れたり、助けを呼んだりしましょう。
- (3) 事故発生及び犯罪被害発生の場合には、直ちに警察に連絡しましょう。
- その後、学校等にも連絡しましょう。

3. その他

- (1) 長期休業中の部活動は、自転車通学の許可を得ていない生徒も、自転車通学を可とします。
- その際、利用する旨を顧問の先生に申し出をし、必ずヘルメットを着用の上、安全運転に努めてください。また、学校に来る際は、制服や体操服（部活動着も含む）で、清潔感のある身だしなみを常に意識しましょう。
- (2) 行事に参加するときは、中学生らしい行動を心がけましょう。

緊急連絡等について

唐津警察署 72-2101 浜玉中学校 56-6650

唐津市立浜玉中学校

